

事業者応援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の両立を図るため、感染症防止対策を実践する事業者に対し、補助金を交付します。

● 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要した経費が対象

補助率 5分の4

補助上限額 10万円

受付期間 令和3年10月1日から12月28日まで



詳細は、市ホームページ
でご確認ください。

対象経費

市内の店舗・事業所に対して実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費のうち、下表に掲げる機器・用品購入費で、**令和3年4月1日から11月30日までに支払、納品等が完了したもの**

対象機器・用品

衛生用品	マスク、フェイスシールド、マウスシールド、ゴーグル、 使い捨て手袋※ 、アルコール消毒液など消毒及び殺菌に資する消耗品
ウイルス対策機器	消毒液スタンド、自動消毒液噴霧器、加湿器、オゾン発生器、深紫外線照射器
換気機器等	サーキュレーター、換気扇、扇風機、空気清浄機、CO ₂ 濃度測定器、換気に伴い室温を適度に保つための冷暖房機器
飛沫防止用品	飛沫防止パーテーション（既製品又は自作用材料）、ソーシャルディスタンス確保のサイン（既製品）
非接触型検温器	非接触体温計、サーモカメラ

「対象機器・用品」は、例示ではなく、掲載されているものしか対象になりません。令和2年度(前回)の事業者応援補助金では対象となった品目でも、令和3年度(今回)の事業者応援補助金では対象とならないものがあります。ご注意ください。 **※10月20日より新たに追加しました。**

対象外経費

- ×消費税及び地方消費税 ×市外の店舗・事業所で使用するものの購入費
- ×オークション品又は中古品の購入費 ×送料・手数料・保険料
- ×国、県又は市町村等の他の補助金等の交付を受けている経費
- ×領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請者名(会社名/個人名/屋号)」、「代表者名」、「店舗名称」以外のものや空欄のもの
- ×仮想通貨(暗号資産)、ポイント、クーポン、割引券、金券、商品券、小切手又は手形での支払
- ×その他の補助金の目的等に照らして適当でないもの

お問合せ

浅口市事業者応援補助金係（浅口市産業振興課内）

☎電話：0865-44-9035 受付時間：平日9時～17時

申請方法

- 申請は、対象経費(品目)の支払・納品等が完了した後の事後申請です。
- 申請は、1補助事業者につき1回限りです。

対象者	次のすべてに該当する事業者 ● 浅口市内に店舗・事業所を有する法人又は個人事業者 ● 暴力団及びその構成員等ではない者 ● 市税を滞納していない者	
対象経費	市内の店舗・事業所に対して実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費のうち、別表に掲げる機器・用品購入費で、令和3年4月1日から令和3年11月30日までに支払、納品等が完了したもの	
補助額等	補助率5分の4、上限10万円、千円未満切り捨て	
受付期間	令和3年10月1日から令和3年12月28日まで	
必要書類	<ol style="list-style-type: none">1 令和3年度浅口市新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)2 誓約・同意書(様式第2号)3 経費明細書(様式第3号)4 支払・成果を証する書類<ul style="list-style-type: none">● 支払日、品目、金額等がわかる領収書等● 備品購入及び設備設置・工事を行った場合は写真等5 営業活動を証する書類の写し 法人：履歴事項全部証明書、直近の法人税の確定申告書別表一等のいずれか 個人：直近の所得税の確定申告書第一表、営業許可書、開業届等のいずれか6 市外に本社等がある法人又は市外に在住する個人事業者の場合は、市内に事業所等を有することが確認できる書類の写し 法人：直近の法人市町村民税の確定申告書第二十号様式 個人：固定資産税評価証明書、不動産賃貸借契約書等のいずれか7 振込先口座を確認できる書類（通帳1・2ページの写し）8 本人確認書類の写し ※個人事業者のみ 運転免許証、マイナンバーカード等9 市税完納証明書 本庁税務課、金光・寄島総合支所市民生活課で取得できます。(要申請・手数料) <p>1、2、3の様式及び4、7、8の台紙は市ホームページからダウンロードできます。</p>	
申請先	郵送	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市産業振興課事業者応援補助金係あて
	窓口提出	本庁産業振興課（受付時間：平日9時から17時まで）

市産業振興課では、事業者の皆さんの感染症拡大防止対策や市補助金申請についての事前相談・申請サポートを行っていますので、ぜひご利用・ご相談ください。

浅口市役所本庁産業振興課 ☎電話0865-44-9035（平日9時～17時）